

## 宮崎県河川整備学識者懇談会設置要綱

平成26年8月27日

県土整備部河川課

### (設置)

第1条 県管理河川における河川整備計画（以下「整備計画」という。）の策定、点検、変更及び事後評価について、広く学識経験者から意見聴取を行うため、宮崎県河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 整備計画の策定に関すること。
- (2) 整備計画の点検及び変更に関すること。
- (3) 整備計画により実施された事業のうち、県土整備部公共事業事後評価実施基準により事後評価の対象となる事業についての審議に関すること。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、県土整備部長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は懇談会の運営と進行を統括し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会は、県土整備部長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、宮崎県県土整備部河川課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

